

第三者評価対応作業部会設置要項

校長裁定

制定 令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則（以下「自己点検・評価規則」という。）第8条の規定に基づき、第三者評価対応作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、運営委員会からの要請に応じ、第三者評価に係る作業を行う。

(組織)

第3条 作業部会は、校長が必要と認めた者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 作業部会に部会長を置き、校長が任命した者をもって充てる。

2 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を作業部会に加えることができる。

(事務)

第7条 作業部会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。